学校いじめ防止等基本方針

杉 戸 町 立 東 中 学 校

令和６年４月

杉戸町立東中学校いじめ防止等のための基本方針

目　　次

第１　東中学校いじめ防止等基本方針の策定
　１　基本理念
　２　いじめの定義
　３　学校及び職員の責務

第２　いじめ防止等のための対策の内容に関する事項
　１　いじめ防止等の対策のための組織
　　（１）組織の設置　　（２）組織図　　（３）問題対策委員会の役割
　２　東中学校におけるいじめ対応の重層的支援構造
　　（１）発達支持的生徒指導
　　（２）課題未然防止教育
　　（３）課題早期発見対応
　　（４）困難課題対応的生徒指導

第３　重大事態への対処に関する事項
　１　重大事態への対処の流れ
　２　杉戸町又は本校による調査
　　（１）調査の趣旨及び調査主体について　（２）調査を行うための組織について
　　（３）事実関係を明確にするための調査の実施
　３　調査結果の提供及び報告
　　（１）調査結果の提供　　（２）調査結果の報告

第４　いじめ防止等の対策に関する評価と年間計画
　１　東中基本方針の評価
　２　東中基本方針の活用
　３　年間行事計画

資料１　「いじめのサイン」チェックリスト
資料２　心とからだの安全点検

第１　東中学校いじめ防止等基本方針の策定

杉戸町立東中学校いじめ防止等基本方針（以下「東中基本方針」という。）は、いじめ防止等の対策を更に実効的なものとし、生徒の尊厳を保持する目的の下、杉戸町・学校・家庭・地域・その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）第１３条の規定に基づき、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

東中基本方針では、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

１　基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

２　「いじめ」の定義

「いじめ」とは、「当該生徒が、一定の人間関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が、心身の苦痛を感じているもの」とする。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、所有物を隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

いじめには、多様な対応があることを鑑み、「心身の苦痛を感じているもの」との用件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である。

『いじめの防止等のための基本的な方針』（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定）より

３　学校及び職員の責務

学校では、「いじめは、どこの学校でも、どの生徒にも起こり得る」との認識のもと、いじめの未然防止に全力で取り組む。

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係諸機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。

第２　いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

１　いじめ防止等の対策のための組織

（１）　組織の設置

法第２２条「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする」により、本校は、いじめ防止等の対策を実効的に行うための常設の組織として「東中学校いじめ問題対策委員会」（以下「問題対策委員会」という）を設置する。

問題対策委員会は、本校の生徒支援部会を母体とし、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、学年主任、養護教諭、さわやか相談員、スクールカウンセラー等の中から学校の実情により充て、個々の事案に応じて学級担任や部活動の顧問等も加えることができるものとする。

また、問題対策委員会は学校基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織である。実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となるものとし、必要な場合には公平性・中立性を確保するため、杉戸町との連携を図り、専門的な知識及び経験を有する第三者として、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家、ＰＴＡ、地域の方など外部専門家等の参加を図りながら対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

さらに、問題対策委員会では、本校の基本方針の策定及び教職員間の共通認識の促進、保護者、地域への周知、必要に応じた評価と見直しを担う。

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、情報を共有し、組織的に対応することが必要であり、平素からこれらの対応の在り方について、すべての教職員で共通理解を図る。

（２）　組織図

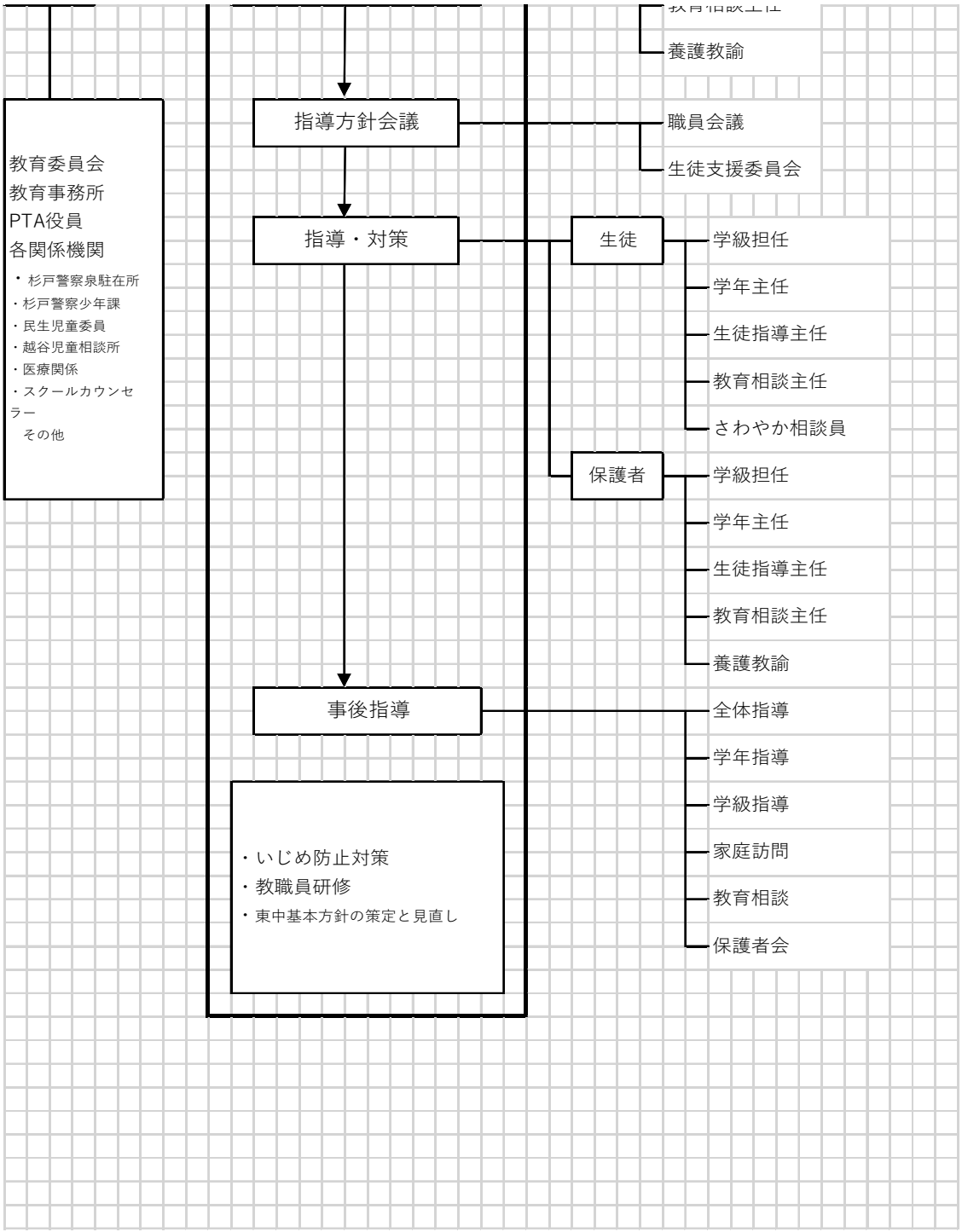

（３）　問題対策委員会の役割

問題対策委員会は、いじめの未然防止から対応に至る直接的な事柄はもちろん、そこから派生する教職員の資質能力向上のための校内研修や、教育課程に位置づけられて行われる取組の企画や実施、さらには計画通り進んでいるかどうかのチェックや各取組の有効性の検証、ひいては東中基本方針の見直しについても担う。いわゆるＰＤ

ＣＡサイクルで取り組んでいく。

問題対策委員会の具体的な役割は、次のとおりである。

① いじめ防止対策の取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。

② いじめの相談・通報の窓口となる。

③ いじめの疑いのある情報があった場合には、緊急会議を開催し、情報の迅速な共有、関係生徒へのアンケート調査や聞き取りの実施、指導・援助体制の構築、方針決定と保護者との連携を行う。

④ いじめ防止基本方針が学校の実情に即しているか点検を行う。

⑤ いじめの重大事態の調査を学校全体で行う場合には、調査組織の母体にもなる。

２　東中学校におけるいじめ対応の重層的支援構造

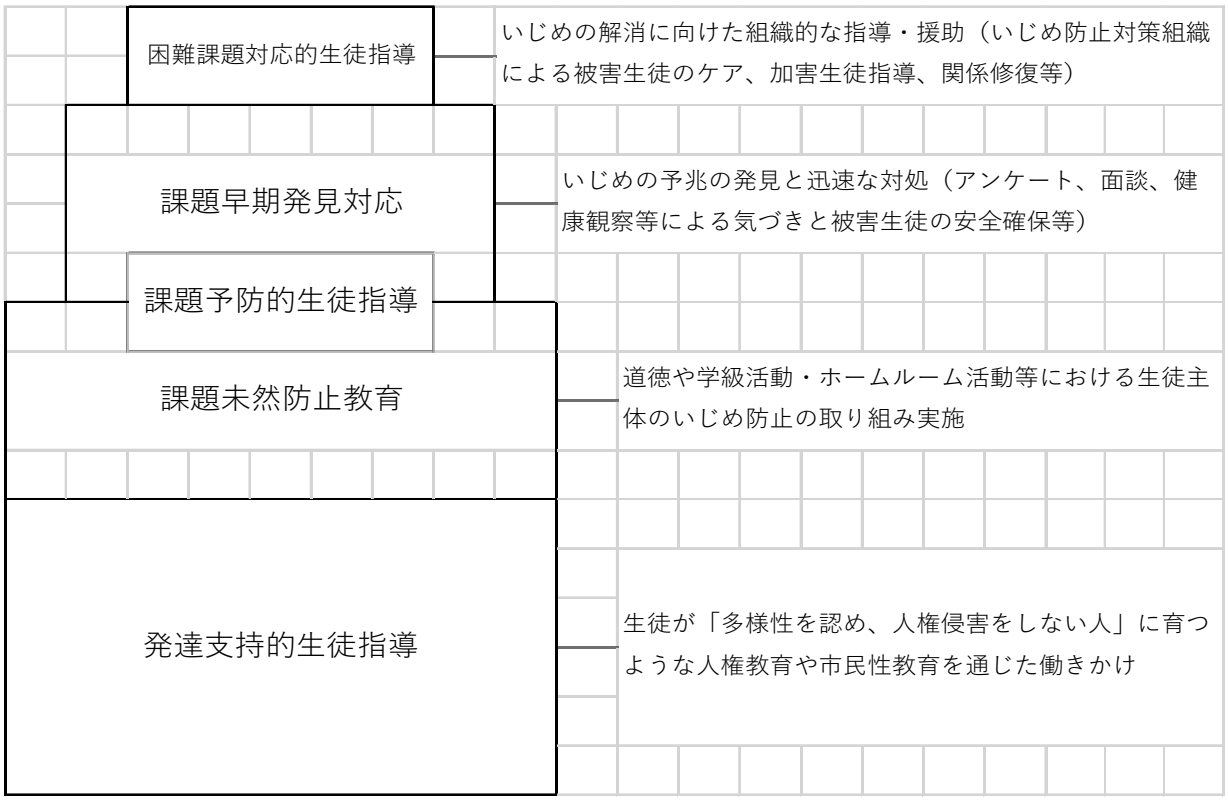

（１）発達支持的生徒指導（多様性に配慮した学級づくりを目指す）

教室に様々な異なる考えや意見を出し合える自由な雰囲気を確保し、生徒のお互いの違いを理解し合える雰囲気づくりを目指す。また、援助希求を表出することができるネットワークを構築し、助け合える体制を学校の中に築き上げる。そのために、以下の内容を実践していく。

①安心して学べる環境を確立し、協働的な学習を通して生徒が主体的に学び、自立した学習者を育む

②積極的に異年齢交流を行い、互いに助け合いながら生活する風土を育む
③学級活動や生徒会活動、学校行事等様々な体験活動を通して、生徒自身が考え、実践的な態度や健全な生活態度を育む
④「キャリアパスポート」を効果的に活用し、自らの現在および将来の生き方を考えたり、自分に自信をもち、良さを伸ばして生活できるように働きかける
⑤部活動を通じて、共通の趣味・関心を追究する過程で互いを深く理解し、互いの良さを学び合って人間関係を豊かにしていく

（２）課題未然防止教育（いじめを未然に防ぐ生徒の育成）

いじめが生まれる構造といじめの加害者の心理を明らかにした上で、全ての生徒が「いじめをしない」態度や力を身に付けるよう働きかけ、生徒指導はもとより、以下の内容を通じて未然防止教育を継続的に行う。

①道徳科を要とし、各教科の授業を通じて人権や差別の課題を解決していくうえで必要な視点や考え方を身に付けさせる
②学級活動等で実際の事例や動画などの教材を生徒同士で検討したり、いじめの場面のロールプレイを行うことで、体験的な学びの機会を設ける
③「こころの宇宙」を用いて、不安や葛藤、劣等感、欲求不満など生徒自身が自分の感情に気付き、適切に表現する方法を学ばせる
④担任が信頼される存在として生徒の前に立つことで、相談者や仲裁者が出てくる雰囲気をつくり、学級活動を通じて傍観者から相談者・仲裁者への転換を促す

（３）課題早期発見対応（いじめの兆候を逃さないための情報収集）

生徒の表情や学級の雰囲気から違和感に気付き、以下の内容に取り組み、いじめの兆候を察知しようとする。

①毎月１回の「心とからだの安全点検」を行い、生徒からの情報を収集する
②「いじめサインチェックリスト」に基づいて生徒を観察する
③年２回「学校評価アンケート」を行い、保護者の意見・情報を収集する
④さわやか相談員との定期面談を年１回すべての生徒に実施し、相談室での相談をしやすい環境をつくる
⑤「やりとり帳」を用いて困ったときは先生に相談したいという教育相談活動を行う。
⑥年３回の学校運営協議会、学校関係者評価委員会、年１回の学校・保護司・民生・児童委員連絡協議会の実施によって地域からの情報を収集する

（４）困難課題対応的生徒指導（重大事態に発展させない組織的な対応）

いじめを重大事態化させないためには、適切な対応を怠れば、どのようないじめ

も深刻化する可能性があるという危機意識を教職員間で共有した上で、以下の順に組織的ないじめの早期解決に向け、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、以下の点に留意して取り組む。

①いじめ問題対策委員会での指導方針の確定

問題対策委員会で指導方針会議を開き、共通理解のもと、問題解決に向けての見通しを立てる。

②被害者への支援

「被害者を必ず守り抜く」という姿勢を貫き、共感的態度で話を親身に聴く。保護者へは、家庭訪問等によりその日のうちに迅速に事実関係を伝える。被害者の心のケアには、学級担任だけではなく、学年担当、教科担当、部活動顧問、養護教諭、さわやか相談員、スクールカウンセラー等、多角的に対応できるようにする。

③加害者への指導

いじめの内容や関係する生徒について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。保護者へは、事実は明らかにしつつも、教育的配慮のもと一緒に生徒を見守っていくという姿勢で、助言を与える。

④第三者への指導

周りではやし立てる生徒や見て見ぬふりをする生徒への対処も重要である。はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。また、いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。傍観することは、いじめ行為への加担と同じであることに気付かせる。

⑤学級・学年・全校への指導

いじめの解決は、被害生徒に対するいじめ行為が止んでいる状態が相当期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも３か月を目安とする。そして、当事者を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、全ての者を含む集団が、好ましい集団関係を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。

⑥杉戸町への報告

法第２３条第２項に基づき、いじめに対する措置の結果を杉戸町へ速やかに報告する。

第３　重大事態への対処に関する事項

「重大事態」とは、法第２８条より、次の２点の事態になったときをいう。

一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

学校は、重大事態に対処し、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、教育委員会や学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。このときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する必要がある。

１　重大事態への対処の流れ

①　「重大事態」の意味を全関係者が理解する。

②　いじめを受けて重大事態に至ったという申出が生徒や保護者からあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

③　重大事態が発生した場合、本校は杉戸町教育委員会を通じて町長へ事態発生について報告する。

④　問題対策委員会により当該重大事態に関する調査を行う。個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。この調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。

⑤　④の調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめを受けた生徒や保護者に提供する場合があることを調査対象となる生徒や保護者にあらかじめ説明しておく。

⑥　④の調査を行った問題対策委員会は、明らかになった事実関係をいじめられた生徒及びその保護者に、適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。

⑦　④の調査結果は、杉戸町へ報告する。その際、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

２　杉戸町又は本校による調査

（１）　調査の趣旨及び調査主体について

法第２８条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

本校は、重大事態が発生した場合には、直ちに杉戸町に報告し、本校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと杉戸町が判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、杉戸町の問題調査審議会において調査を実施する。

本校が調査主体となる場合、法第２８条第３項に基づき、杉戸町との連携を図りながら実施する。

（２）　調査を行うための組織について

本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、問題対策委員会を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

本校が調査の主体となる際には、杉戸町の問題調査審議会の委員等の協力について相談する。

（３）　事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、本校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、本校は、杉戸町の問題調査審議会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

いじめを受けた生徒から可能な限り聴き取った上で、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめを受けた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。

いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、関係機関ともより適切に連携するなどして、対応に当たる。

３　調査結果の提供及び報告

（１）　調査結果の提供

本校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。また、本校が調査を行う際、杉戸町教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

（２）　調査結果の報告

調査結果については、杉戸町に報告する。

説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて杉戸町に送付する。

第４　いじめ防止等の対策に関する評価と年間計画

１　東中基本方針の評価

問題対策委員会において毎年度、東中基本方針にある各施策の効果を検証し、東中基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

２　東中基本方針の活用

東中基本方針は、以下にあげる文書等も踏まえながら活用に当たる。

・東中学校危機管理マニュアル

・埼玉県教育委員会「Ｉ’ｓ2019～いじめ・自殺・暴力行為対応ハンドブック～」

（平成３１年３月）

・「いじめ防止対策基本方針」（平成２５年１０月１１日文部科学大臣決定）
・別添１「いじめ防止対策推進法が定める組織」
・文部科学省初等中等教育局児童生徒課「学校における「いじめの防止」
「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント」
・国立教育政策研究所「いじめのない学校づくり」
・文部科学省「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（平成２２年３月）
・「生徒指導提要」（令和４年１２月文部科学省作成）

３　年間行事計画

東中基本方針に基づき、年間行事計画を定め、全教職員で取り組んでいく。

月	生徒の活動等	教職員の研修等
４	・人権学習会（全学年一斉） ・人権作文の作成 ・「心とからだの安全点検」（４～６月） ・あいさつボランティア	・東中基本方針の策定と確認 ・新学期生徒指導情報交換 ・人権学習会の確認 ・ボランティア年間計画作成 ・問題対策委員会開催（毎週・随時） ・「心とからだの安全点検」把握（４～７月）
５	・生徒総会 ・生徒総会でボランティア案可決	・授業改善にかかわる校内研修（毎月） ・危機管理マニュアルの確認
６	・学校ファームの収穫 ・さわやか相談員と個人面談（１・２年）	・杉戸町人権教育推進協議会総会 ・学校運営協議会情報交換 ・小中連携協議会
７	・学校保健委員会 ・非行防止教室 ・東部地区人権教育実践報告会作文発表	・道徳授業研究会 ・杉戸町人権教育合同研修会 ・学校・警察連絡協議会
８	・親子除草ボランティア	・校内道徳研修会 ・情報セキュリティ研修会
９	・あいさつボランティア（９・１０月） ・「心とからだの安全点検」（９～１１月）	・「心とからだの安全点検」把握（９～１２月）
１０	・埼葛人権の集い ・広島中学校と合唱交流会（１・２年） ・和泉祭	・埼葛人権の集い ・各教科授業研究会（１０月～１２月）
１１	・いじめ防止強化月間の取組 ・泉保育園保育実習（２年） ・福祉体験学習（２年）	・いじめ防止強化月間の取組 ・学校運営協議会情報交換

	・なかよし交流会（３・４組）	
１２	・杉戸町人権講習会作文発表 ・バッセルトン交流会 ・小中合同地域学校保健委員会 ・広島中学校とスキー教室交流会（１年）	・杉戸町人権講習会参加 ・小中合同地域学校保健委員会 ・学校評価アンケートの実施 ・学校・警察連絡協議会
１	・あいさつボランティア（１～３月） ・「心とからだの安全点検」（１・２月）	・学校評価検証 ・学校運営協議会情報交換 ・「心とからだの安全点検」把握
２	・人権作文発表会 ・学校ファームの収穫	・人権作文発表会参加 ・学校・保護司・民生児童委員会 ・学校・警察連絡協議会
３	・３年生を送る会 ・デート DV 講座（３年）	・いじめアンケートの把握 ・東中基本方針の検証と来年度案検討

資料１

「いじめのサイン」チェックリスト

①身体・体調に関するチェックリスト

○顔色が悪く、元気がない。　　○頭痛、腹痛、吐き気をよく訴える。
○度々保健室に行く。
○傷やあざがある。それで、腕や足、首などの肌を隠そうとする
○衣服が汚れていたり、破れていたりということがよくある。

②しぐさ・態度に関するチェックリスト

○おどおどしている。あるいは、何かに怯えているように感じられる。
○授業に関係のない質問をしたり、奇声を発する。（させられている。）
○浮かぬ顔をしていることが多い。
○教師と視線を合わそうとしない。（教師の目を避けている。）
○何事に対しても集中力がなくなり、ぼーっとしていることが多い。

③友達との関係に関するチェックリスト

○友達に悪口を言われても、反抗しないで愛想笑いをする。
○どんな遊びでも誘われるとすぐに従ってしまう。
○話しかけても知らん顔をされる。
○本人が嫌がっているあだ名で呼ばれている。
○いつも同じグループでしか行動できない。
○日頃からのグループでもないのに一緒にトイレに行ったり、下校したりする。
○周りの友達に異常なほど気をつかっているように見える。
○いつも人のいいなりになっている。（使い走りになっていないか。）
○特定の生徒の席に誰も座ろうとしない。あるいは席の周りがあいている。

④生活面に関するチェックリスト

○学校を休みがちになる。
○机・カバン・ロッカーの中などが荒らされている。
○文具、服、靴などがよく隠されたり、壊されたりしている。
○机・椅子、ノート・教科書、カバンに落書きがされている。
○黒板、トイレなどに名指しで落書きがされている。
○給食時、配膳すると嫌がられる。
○給食時、片付けるのを嫌がられる。
○広い場所を一人で掃除している。
○休み時間に一人で過ごしている。
○掃除の時、いっしょに机を運んでもらえない。
○授業中発言すると、特別な目で見られる。
○正しい意見や答えを言っているのに、冷やかされたり野次をとばされたりする。
○他の生徒のいじめの被害を話題にする。
○下校するとき、友達においていかれることが多くなる。
○学級写真や掲示物で、特定の生徒の物にいたずらされている。
○リーダー性があるにもかかわらず、急に行動が消極的になってしまった。
○経済的に困っていないのに、納入金などを急に滞納し始めた。

⑤いじめている生徒に関するチェックリスト

○学級内で、ひそひそ話が多く見られるようになってきた。
○友達との会話において、命令的な話し方をする。
○友達の名前を呼び捨てにしたり、軽蔑した言い方をする。
○家庭から次のような訴えがある。
　・家庭で買ったことのない物を多くもっている。
　・お金の使い方が荒くなった。
　・学校からの帰りが遅く、言葉遣いや素行も悪くなった。

資料２

心とからだの安全点検　㊙

4月　　年　組　番　氏名

※　春休み中～4月 24 日(実施日)まで　のことについて、教えてください。

※　各質問について、自分の生活をふり返り、答えてください。「ある」「ない」に○をつけ、「ある」と答えた人は、具体的な内容を書いてください。

【質問1】あなたは、誰かに「いやなことを言われたり、いやなことをされた」ことがありましたか。

ある	
ない	

★【質問1】で「ある」と答えた人に質問です。「ない」と答えた人は【質問3】に進んでください。

【質問2】　いやなことは、解決しましたか。まだ続いていますか。

1 解決した	1または2に○をつけてください。
2 まだ続いている	

【質問3】あなたは、友だちや他の人が「いやなことを言われたり、いやなことをされた」ことを見たり、聞いたりしたことがありますか。

ある	
ない	

【質問4】あなたは、友人の悩みや相談に応じてあげたことはありましたか。

ある	
ない	

【質問5】あなたは、学校や登下校中に、誰かに暴力(ぼうりょく)を受けたことがありましたか。

ある	
ない	

【質問6】あなたは、登下校中、交通事故や不審(ふしん)者など、身の危険を感じたことはありましたか。

ある	
ない	

【質問7】その他、困ったり悩んでいることがありますか。

ある	
ない	

【質問8】新しいクラスには慣れましたか？　5月、日々の生活や行事等で、まわりの人と楽しく生活するために、どんなことを心がけたいですか。

※以上で終わりです。この用紙は先生が回収します。裏返しにして机の上に置いて下さい。